

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第15回全体会議の議事録(H22.5.1)

事務局 これから第15回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。前回欠席した方のためにも4月1日付で配属された職員を紹介します。まず、秘書広聴課の課長の高澤です。そして、申し遅れました、私、河野と申します。よろしくお願いします。それでは、開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。宜しくお願いします。

内山会長 おはようございます。本日でこの会も15回になります。皆さんには積極的にご議論いただき感謝しています。おおよそ中間の大項目「議会」までの議論がだいたい終わりました。本日は中間の締めとして振り返っての議論をお願いします。それから、前回の全体会議同様に、大項目「総論」から「行政」までのまとめを行い、課題論点を議論します。積極的なご議論をよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございました。続きまして、高澤秘書広聴課長より挨拶を申し上げます。

高澤課長 ご出席ありがとうございます。大項目「議会」までの議論が一通り終わり、だんだん姿が見えてきて、大変ありがたく感じています。今までは1つの項目を集中的に議論してきましたが、まとめということで幅広く見ていただきます。ご協力をお願いします。

【全体会議】

事務局 それでは議事に入ります。進行については、内山会長にお願いします。よろしくお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。本日の全体会議の進め方について事務局から説明があります。

事務局 資料の確認をします。

本日の全体会議では、まず、前回の全体会議での委員の意見を踏まえ、作業部会がまとめた条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の2つの中項目の案を基に、内容や趣旨、考え方等を確認します。次に、前回の第14回全体会議と同様、現在までに議論した大項目「総論」から「行政」までの各中項目の「課題・論点・委員の意見等」のうち、共通しているものなどについて議論します。本日もワークショップは行いません。よろしくお願いします。

「第7回作業部会の記録シート」をご覧ください。これを見ながら大項目「議会」について確認していただきます。続いて、「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)」を整理したもの」をご覧ください。住民の定義、町民の責務、まちづくりとは何か、協働参画の理解、の大きく4つの課題があり、それに基づいて前回議論し、住民の定義とまちづくりについてまとめました。その後、町民の責務について議論をし始めたところで前回は終わりました。

それを踏まえて、事務局と作業部会で、案を作りました。「『現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)』の『課題・論点・委員の意見等』についてのバックデータ(対応・方向性)」には今までの課題や論点を整理したものを掲載しています。その中で、本日議論した方が良いものを、「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)」にそのまま書いています。なぜこのようにしたかは、第7回作業部会の概要をご覧ください。

「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)」の中の「課題・論点・委員の意見等」のうち、共通する4つの事項「町民」、「まちづくり」、「責務」、「協働参画」等について、(1)「町民」、「まちづくり」については、全体会議の議論を作業部会でも確認しました。(2)「責務」のうち、全体会議で途中だった「町民の責務」につ

いては、作業部会で続きの議論を行い、他の法令等で規定している内容は、この条例では書かないことを今後の方針として再度確認しました。(3)大項目「行政」の各中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」については、内容を整理し、中項目数を減らすことを確認しました。(4)それ以外の「課題・論点・委員の意見等」については、事務局で課題等を整理することを全員が了承しました。そして、(1)～(4)について反映させた一覧(総論～行政)の案を事務局で作成し、第15回全体会議で諮ることになりました。その他として、この条例は「自治」について書く「自治基本条例」なのか、まちづくりについて書く「まちづくり条例」なのかを全体で確認したいという意見がありました。

このような経緯で本日の資料を作りました。資料の第14回全体会議で「課題・論点・委員の意見等を整理したもの」については、課題を全体で確認したものを整理したので、これも踏まえて議論して下さい。次回、大項目「地域自治・コミュニティ」について議論します。それについては最後に説明します。

内山会長 ここまでについて、ご意見ご質問はありますか。議論する項目が多くて整理しました。整理されたことから課題・論点を絞ったのが本日の資料になります。そのように認識してください。

藤巻委員 資料の「第7回作業部会の概要」に、「他の法令等で規定している内容は、この条例では書かないことを今後の方針として再度確認した。」と書かれています。責務と行政のサービスについては今後取り扱わないのでしょうか。行政のサービスを受ける権利と、それに伴う応分の負担については、他の法令に書かれていることから、この条例に書かないという作業部会の意見だと思います。しかし、その意見に疑問があるので質問しました。

内山会長 関連法令や規定で明らかになっていることを改めて書くのではなく、準用するという趣旨だと思います。

高澤課長 A3のマトリックスになった資料「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの」の最後のページをご覧ください。大項目「行政」の中項目「(財政)」の内容に財政状況の公表を規定しています。これについては、地方自治法に同じように規定されています。また、監査委員による財政指標の分析と公表などのように同じものを規定していることは改めて書く必要はないという趣旨の確認です。さらに、行政の項目については、中項目を検討したほうが良いという意見も出てきています。

藤巻委員 町民から見たときに、行政がサービスを提供し、我々が応分の負担をすることを書いていないと、もし行政がサービスを提供しなかったり、水道料金を払わなかったりしても良い、とそのように捉えられるかもしれません。他の法令等に規定されていて、分かっていることであっても、丁寧に原点を書いておくべきだと思います。

牛山教授 これは難しい問題で、憲法や地方自治法に規定があるものもあります。「第7回作業部会の概要」に「他の法令等で規定している内容は、この条例では書かないことを今後の方針として再度確認した。」と書かれています。内容によっては、重複しても規定した方がよいと個別に判断することもあると思います。非常に細かく他の法令で規定されているのに、どこかの部分だけ細かく書くと整合性の問題が生じるなど、慎重に検討する必要があります。個別具体的に重複しているものについて、大きな理念だから書いておく、皆さんの意見として大事であるから重複しても書いておくなどの考え方があって良いと思います。したがって、他の法令等との重複についてしっかりと検討し、書く場合もあるし、書かない場合もあるという形で、注意事項にした方が良いでしょう。

例えば、行政評価や情報公開、住民の権利なども憲法や地方自治法で書かれていることであっても、この条例で書いておくということもあるかもしれません。また、住民参加は法令上明示的ではなくても、関連する条文があるというように細かいこともあるので、注意事項にするという確認をしないと混乱すると思います。

内山会長 「第7回作業部会の概要」の2の(2)に「他の法令等で規定している内容は、この条例では書かないことを今後の方針として再度確認した。」と書かれています。

神田副会長 それは、他の条例や法令で書かれている方が分かりやすいことについては、そのような内容で説明する方が良いという考えだったと思います。重複することは、ここでは書かないということではなく、他で説明するほうが分かりやすいと判断されたものについては、ここには書かないという判断だったと思います。

藤巻委員 今の説明も分かりますが、私はこの条例を小学5年生が読んで分かるような条文にしたいです。それは、新聞が小学5年生にも分かるという発想からです。我々も小学5年生が読んで分かるような文章や内容にしたいです。他から転用することで語り尽くすことは技術的なことです。分かりやすいように作っていくべきだと考えています。

内山会長 そのことについて議論すると非常に時間が掛かってしまうので、取り敢えず先程の牛山教授の話のように、項目によって検討し、重複していることでも表現したいことは残していくということによろしいですか。

櫻井委員 「責務」であれば、全部分かりやすく作ったほうが良いです。他の法令等で規定している内容であっても分かりやすく説明することが重要だと思います。

牛山教授 確認ですが、この「他の法令等で規定している内容は、この条例では書かないことを今後の方針として再度確認した。」は責務のことだけについてではないですよ。事務局のご説明でも大項目「行政」を例にされていました。「責務」のことだけについてなのか、全体についてのことは確認をした方が良いと思います。

松井委員 罰則規定について質問したときに、別に書くと言われました。詳しいことは解説として書くという方法もあると思います。

高澤課長 これは、「責務」について議論していたときに出てきた議論です。考え方としては、全体のことについてという考え方でした。牛山教授からのご指導もありましたので、個々で削るかどうかを判断していただくことでよろしいと思います。

内山会長 それでよろしいでしょうか。では、合意とします。それ以外に意見はありますか。

無いようなので、本日の本題に入ります。大項目「議会」について確認します。追加、修正した部分はゴシック体になっています。まず、中項目「議会の責務」についてです。前回の全体会議を踏まえて、作業部会で方向付けをしました。「住民」が「町民」に変わり、「議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。」、「議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。」ということを確認しました。これでよろしいですか。

では、次に考え方を確認します。「『努めます。』という表現については、この条例に書けば、規制的な意味合いになりますので、町民が議会に対し、是非やっていただきたいという強い思いを表現しています。」また、ここも「住民」から「町民」に変えています。「議会は、町民の立場に立って、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関です。このため、議会は行政と対立したり、馴れ合いになるのではなく、行政と議会が良好な緊張関係(連携)を保ちながら、行政の執行が適切に行われているのかを監視する必要があります。行政の監視とは、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されている権利を行使して行います。町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことをイメージしていますが、「けん制・統制」は言葉として強すぎるし、議会と行政は敵対関係ではないため、そのようなマイナスのイメージを与える言葉は削除することにしました。また、議会の役割は、行政を監視するのであり、監視する相手と協力するのはおかしいということから、「協力し」を削除しました。なお、「町政運営の監視」と

「行政評価」の意図する内容が重複していたこと、そもそも行政評価は行政が自ら行うものであり、議会が行うものではないため、 のように「行政の監視」としました。「公開すること」と「わかりやすく説明する。」ことについては2つの要素が入っていたので分けました。」

「町民としては、定例会だけではなく、臨時議会や委員会の会議についても情報がほしいので、あえて具体的には明記しないこととしました。また、町民に分かりやすく説明することは大前提です。ただ説明するだけでは町民にとって分かりやすいとは言えないので、あえて表記することとしました。町民がまちづくりにもっと主体的に関わるためには、住民が議会をもっと身近なものに感じる事が大切です。そのためにも、町民と議会をつなぐ活動をもっと行ってほしいと思います。情報を共有することについては、大項目「情報公開・情報共有」で議論するので、ここでは削除しました。」

これでよろしいですか。では、次に中項目「議員の責務」について確認します。内容については、「住民」から「町民」に変え、「議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。議員は、説明責任を果たすように努めます。」これでよろしいですか。

では、趣旨について確認します。これも「住民」から「町民」に変えています。これでよろしいですか。

では、考え方を確認します。「住民」から「町民」に変えています。「議員は町民の代表として清廉潔白であることを、町民は期待しています。町民の代表として誇りと責任を持って町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。なお、『職務』とは具体的には、議会の責務」 議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を議員一人ひとりが果たすことです。この条例の定義で『町民』として広く捉えている人々に選ばれている訳ではないので、『選ばれた』を削除しました。」そして の後半の部分です。「議員は私たち町民の代表として、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し町民がもっと行政に関心を持つようにするために、町民に説明することが求められています。なお、説明する事項の中には、 と言う『政治倫理の確立』に関連し、議員の資産の公開も含めてほしいと考えています。『政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律』第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会では率先して議員の資産を公開してほしいと考えているからです。 の選挙について、有権者としては、候補者を選ぶ材料を提供していただくのは極めて重要であり、白岡町の条例として特徴的なこととして書きたいところでしたが、公職選挙法に違反することなく、条例にすべてを書くことは困難であることと、選挙を行うのは選挙管理委員会であり、また『候補者』は『議員』ではないことから、『議員の責務』からは削除しました。 については一町民としての議員個人のことであり、『町民の責務』に含まれるため、削除しました。 については、議員に限ることではなく、知り得た秘密を守るとは町民にも行政にも当てはまることなので『議員の責務』だけではないことから削除しました。 については、『議員の責務』ではなく『議会の責務』ですので、『議員の責務』から削除しました。『努めなければなりません。』の表現だと強制的な感じがするので、議員の自主性に期待し、『努めます。』に変更しました。」これでよろしいですか。

牛山教授 中項目「議員の責務」の考え方に「選挙を行うのは選挙管理委員会であり」と書かれていますが、選挙を行うのは住民であると指摘されるような文になっています。「選挙を実施する」もしくは、「選挙事務を行うのは」のどちらかに直したほうが良いと思います。

松井委員 中項目「議員の責務」で守秘義務について「町民にも行政にも当てはまることなので、『議員の責務』だけではないことから削除しました」と書かれています。しかし、議員だから書かなければいけないと考えてい

ます。これだけは書いておいたほうが良いです。

櫻井委員 賛成です。議員はそのような情報を知りやすい立場なので、重要だと思います。

牛山教授 例えばどのような場合ですか。

松井委員 例えば、道路計画の土地などのことです。

牛山教授 それは守秘義務ではなく、インサイダー取引のようなことですね。

遠藤委員 それは守秘義務には入らないと思います。知りえた情報で土地を買って資産を増やすことなどをけん制するために、資産の公開があります。

牛山教授 元の文を見てみると「議員は、活動で知り得た住民の個人情報を守秘しなければなりません」となっています。それは、今の話とは違い、個人情報保護のようなことを意味しています。元々の条文が違うので、この解説でどのように書くかです。先程のように道路計画があり、土地が値上がりするという情報を利用してはいけないということは地位利用です。守秘義務とは違います。個人情報の保護に書くべきことだと思います。議員の責務だけではないことから、ここでは削除することにしたほうが良いです。守秘義務については別に書かないといけないと思います。

日下委員 個人情報保護を考えると、職員の方に書くべきです。これについては地方自治法などで規定されているので削除したと思います。もし、守秘義務をもう一度書くのであれば、職員項目で書くべきです。私は必要だとは思いますが、地方自治法に規定されていることから削除しました。

遠藤委員 情報公開とあわせて守秘義務を書くべきです。それぞれの大項目に入れるのではなく、まとめて情報公開に入れるべきです

内山会長 先程の松井委員の地位利用についてもどこかで書く必要もあるかもしれません。今の遠藤委員の意見のようにまとめたいと思いますが、いかがですか。では、守秘義務は情報公開と合わせて考えます。

日下委員 そうすると、他の法令等にかかれていて、重複しているものは書かないということを脇において、もう一度考えるということになりますね。また、情報公開と守秘義務は意味合いが違います。中身が2つになってしまいます。情報の管理になるかもしれません。

牛山教授 情報公開と個人情報はよくセットで議論されます。審議会でも情報公開・個人情報保護審査会などのように一緒に考えられます。この項目は「情報公開」になっていますが、そこに個人情報についても入れて、一緒に議論してみて、適しなければ、分けて考えるということです。

松井委員 「情報管理」にすれば、様々な意味を含むと思います。

牛山教授 そのようなことも含めて情報の項目で議論するということです。

高澤課長 町の情報公開の制度の話をして。「原則公開します。」と書かれていますが、必ず出せない情報があります。例えば、個人情報や法令で規定されていることは出せません。必ず情報公開と個人情報はセットになっています。必ず連携するようにしていますので、セットにした方がやりやすいと思います。

内山会長 そのようなことでよろしいですか。では、大項目「議会」についての確認を終わります。残した部分は再度作業部会で検討します。次の議題に入ります。資料、「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)」を整理したものに基づいて課題・論点を議論していきます。資料、「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)」を整理したもの」の大項目「町民」の中項目「権利」をご覧ください。ここに、権利付与、権利侵害の問題と表記の問題として、「ここで書くと、町が権利を保障することになるが、権利を担保できないし、権利侵害の問題が生じる。書くとするならば、『学習する権利』は、学習する機会を与える『行政の責務』となるのではないか。」と書かれています。ここでは、学習の権利について書かれています。学習の権利とはどのようなものを具体的に知りたいと思われているかもしれません。これは、神田副会長からの提案なので、説明を

お願いします。

神田副会長 今までは教育を受ける権利として表現されてきましたが、それは、無いものを教え育てることになるので、受身になってしまいます。よって、義務教育を中心に教育を受ける権利と表現されてきました。歴史的にも大きな意味があり、人々の教育が向上し、生きる権利の基になってきたことは事実です。しかし、現在の社会の中で、教え育てる権利だけでは、人々の成長を図れるのかという問題が世界的に議論されてきました。そして、生涯学習が当たり前になってきた時代で、常にいつでも自分が学びたいことを学ぶことが大事になってきました。国民に主権があり、それから教育を考えるのが学習です。自ら、自分が必要だと思ったことを学ぶという考え方が一般的になってきました。義務教育ではなく、学習する権利を認めることが当然になってきています。権利は担保しなければいけません。実際、生涯学習として、町民が提案することを講座にすることもあります。権利として自主的に学習を作り上げる社会的風土を作ろうということを意味して書いています。世界的には新しいことではありません。しかし、学習権宣言をして、取り組んでいる自治体もあります。社会教育や生涯学習は教育全体の中では、財政を理由に削減される対象になります。文部科学省でも筆頭部局になりましたが、生涯学習への予算がつきにくいです。教育委員会でも大事な概念として捉えられていないので、自治基本条例に書いて、再度学習について考えるべきだと思い、提案しました。

日下委員 聞いている方が理解できていないと思います。作業部会では、学習する権利の聴取は無かったと思います。課題・論点の中で、担保できないからここに書くことではないという話だったと思います。これは事務局が書いたのですよね。

内山会長 そうです。

日下委員 そうであれば、事務局の意見を聞いてから議論するべきです。

内山会長 そのように進めようと考えています。今、神田副会長からは、権利を担保しなければならないという話がありました。しかし、ここには、担保ができなく、権利侵害の問題が生じると書かれています。ここについて事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、資料、「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの」に書かれてある「権利付与、権利侵害の問題と、表記の問題」は元々あったご意見です。事務局として論点を整理する中で、町民の権利の中に入れさせていただきました。しかし、権利ということを強く主張される方もいます。例えば、学習する機会がないから、実行してほしいと要求されても、全てを実行することはできないと思います。よって、権利という項目を活かしたいということであれば、「行政の責務」として「学習する機会を与えるように努めなければならない」などのように書いていただいた方が良いと思います。義務教育は憲法があるので実施できていますが、これについて権利として書くと、全部は実行できないと思います。どうしても権利を活かすのであれば、別のところに表記するという問題提起をさせていただきました。

内山会長 権利と言われて全てを保障するのは難しいです。しかし、学習の権利は重要なので、何らかの形で残したいとは思いますが、いかがですか。

松井委員 自ら学んでいくことがベースにあります。分からないところをサポートするチャンスがあるなどの意味に留めておくべきです。

櫻井委員 行政としては、権利として謳うと全て実行できないという話ですね。しかし、この条例ができれば、できないことでも努力するようになるのではないですか。例えば、生涯学習課などの課を設けるだけでもできると思います。

神田副会長 そこまで求めるとするならば、「行政の責務」に入れなければなりません。適切で、求めに応じて行っていくことなので、それは考えすぎです。学習とはそのようなことではなく、自ら行ってそこに援助をするのが

行政の責務です。全て義務教育のように生涯学習を行ってほしくありません。

遠藤委員 この条例の中で、全て法律に書かれていることを再掲するのか、オリジナルのものを書くかは取捨選択になります。この権利はオリジナルのものであることを認識して、オリジナルティのある条例を作るならば、このようなことを上乗せのように書くことができます。また、今回初めて行政の方から意見を言ってもらいました。白岡町の協働と言っても、住民が欠けていると思います。議会、行政はそれが仕事なので、日常的に行っていますが、住民にとっては仕事ではありません。協働のパートナーである住民の力がどのように評価されているのかが問題で、今のままであれば協働は始まらないと思います。町の方が住民を育てるという観点を持ち、住民は学習するという観点を持って何年かやっていかなければ実現しないと思います。オリジナルな項目であるということと、条例にこのようなことを盛り込まないとオリジナルなものにはならないこと、パートナーとして住民を育てるということから入れるべきです。考え方としては、住民は学習すること、議会、行政は自治を含めて住民を育てるということを行っていかなければ、協働は始まりません。そのようなことを含めて検討してください。

広辺委員 私もこの文章は何らかの形で入れておくべきだと思います。勉強しようと思ったときに、勉強できる環境があるということなので、それを行政の方で担保するという話ではないと思います。私の経験から、何か勉強しようと思ったときに行政に頼ったことはないです。そうではなく、何かを始めようという方には、運営している図書館に来ていただいて、お話をさせていただいています。それは日常的に行っていることなので、その範ちゅうで良いと思います。行政が勉強しようという気持ちを全て世話する必要はないと思います。しかし、今の生涯学習課では十分ではないと思うので、いれておいた方が良いと思います。何か勉強したいということが後々町の役に立っていくと思うので、書き方はともかく、勉強できる環境があるということは書いてほしいです。

松井委員 生涯学習や学習という言葉があまり好ましくありません。他にネーミングを考えたほうがいいです。

櫻井委員 どうして勉強しないといけないかは、例えば、病気にかかった時にその知識を得る手段が分からなくなっている状態があると思います。これからは非常に必要なことです。

日下委員 作業部会では、学習する権利を入れるということでしたが、専門的な行政の職員から問題提起がありました。私は遠藤委員の意見に賛成です。行政が良いと言うならば、入れておくということで良いのではないのでしょうか。

事務局 皆さんが作った素案を条例になるべく活かしていきたいですが、法制上、実務上削られてしまうことがあると思います。私の目で見たときに、権利やあらゆる段階と書いてしまうと法制上の問題が出てきてしまうと思います。例えば、考え方に学習とは自ら行うことだと書くということも考えられます。

遠藤委員 学習する権利よりも、町民が成長する権利、向上する権利から考え始めました。合うか合わないかは分かりませんが、抽象的であっても、入れたい意味としては、町民が成長する権利、向上する権利ということだと思います。

藤巻委員 我々と行政の職員の方が目指しているところは一緒なので、表現だけだと思います。今のままでは強すぎて担保できないということだと思います。意味としては残して、表現を変えていけば良いと思います。

神田副会長 成長することや向上することと学習することは同じ意味です。

内山会長 藤巻委員からの提案として学習する権利を残していくことでよろしいでしょうか。

牛山教授 改めて読むと、あらゆる段階というのは、何歳になってもということですよ。それだと、適切な学習ということは分かりにくい。例えば、義務教育を終えて、年を取って60歳ぐらいになったときに、振り返るとあまり勉強してこなかったと思ったとします。その時に、「権利」としてあると、小学校に戻って勉強することが求められ、それを実行できない時に権利侵害だといわれることを行政は心配している訳です。よって憲法でも、「法

律の定めることにより」や「能力に応じて」などのように書かれています。大学や高校に入りたいとしても試験に受からないと入れてもらえません。そのように担保をつける言葉があれば、行政も問題ないと考えと思います。このままで、法制上削られてしまうのであれば、同じことを書くことでも「行政の責務」に書いてほしいという行政の気持ちだと思います。しかし、皆さんの意見として、学ぶことを権利として認めていきたいのであれば、訴訟が起きても大丈夫なものにしていかなければいけません。その担保のために、「あらゆる段階」や「適切な」を皆さんの中で固めて、訴訟が起きないように条文にする必要があります。書きすぎると、どうして書いているのか分からない条文になってしまいます。憲法のように書くと、明確で制度に則って書くことができますが、そこまで細かく書いてしまうと何のために自治基本条例に書いているのかわからなくなります。したがって、「行政の責務」に置いたほうが強く出せると思います。ここに置くにしても文言を考えることが必要だと思います。

内山会長 では、作業部会で再検討させてください。次に進みます。次は、大項目「住民協働」の中項目「みんなでまちづくり」の課題・論点についてです。なぜ「みんなでまちづくり」にしたか、ここではどのようなことを書くのか確認すること、協働の「原則」を規定しているのか、「定義」という意味合いが強くないか、そうすると「定義」の項目と重複しないかを議論します。事務局の意見としては、「みんなでまちづくり」の中で「まちづくり」について定義しており、それを「みんなで」行うことなのだから、ここでは不要ではないか、大項目「住民協働」の「定義」と「みんなでまちづくり」を統合し、「定義」にまとめても良いのではないかという意見です。事務局の提案の大項目「住民協働」の「定義」と「みんなでまちづくり」を統合することについてはいかがですか。

櫻井委員 「定義」にまとめるのですか、「みんなでまちづくり」にまとめるのですか。

内山会長 「定義」にまとめるという提案です。その検討は必要ですが、考え方は非常に良いことを言っているので、残しても良いと思います。

遠藤委員 「みんなでまちづくり」を議論しても具体的に何も出てこないと思います。ある市の条例では市の自治を中心に書いていて、地域自治や自治会などの話をするために書かれています。地域自治や行政区の話は方針も出していないため、何も話されていません。しかし、「みんなでまちづくり」のところの議論で行政区や地域の自治の話が多く出てきたので、この項目を削除できないということがあると思います。この条例を書く時に、行政を中心に書くために地域のことを書くのか、行政のことも地域のことも意識的に書くかの区分が必要だと思います。このままこの項目を議論しても何も出てきませんし、意味もないと思います。この後の項目で地域自治を考えるので、行政のことを書くのか、行政区の住民自治を書くのかを押さえておけば、定義だけ残していれば良いと思います。

内山会長 大項目「住民協働」の「定義」と「みんなでまちづくり」を統合するイメージでよろしいですか。

遠藤委員 「定義」が残り、「みんなでまちづくり」は残らないと思います。「参画のしくみ」は行政の仕組みか地域自治の仕組みかを意識的に分ける必要があると思います。

高澤課長 提案させていただいた経緯を説明します。「みんなでまちづくり」は項目としてまとまっていません。前回の議論で「まちづくり」を考えた時に、「みんなでまちづくり」の考え方の「まちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す『協働のまち』を作り出す共同作業のことです。」の文が「まちづくり」の定義になりました。そのようなことから、「まちづくり」の定義規定にすることが1つの考え方です。また、大項目「住民協働」の「定義」と「みんなでまちづくり」を統合し、「定義」として1つにまとめるということがもう1つの考え方です。いずれにしても「みんなでまちづくり」という項目はなくなり、定義規定にするか、「定義」としてまとめるかを提案しました。さらに、「住民参画のしくみ」については、町の仕組みについて書いているので、行政の参画のことでよろしいと思います。それ以外については、地域自治の話をするときに議論することで良いかと思います。

松井委員 もともと、中項目として「みんなでまちづくり」を入れた経緯を教えてください。

遠藤委員 私の班の案が大きかったと思います。何かが分かっているのではなく、気持ちだけで入れていました。

櫻井委員 気持ちではなく、今みんなでまちづくりが出来ていないから、入れるということになったと思います。

遠藤委員 地域自治について書きたかったので、「みんなでまちづくり」という言葉で残っていたと思います。そのような行政の仕組みができたとしても、行政区そのものがしっかりしないといけないという思いから残すことになったと思います。

櫻井委員 まだ条例の名称が決まっていなく、自治基本条例なのか、まちづくり条例なのかでここは変わると思います。自治基本条例ならば、入れても良いと思います。

遠藤委員 この後、議会の後で地域自治やコミュニティを検討するので、そこでみんなでまちづくりをもう一度整理できると思います。意識的に住民の地域自治はあまり書かれていなく、行政の自治のための地域自治としかまとめられていませんでした。

内山会長 「みんなでまちづくり」は「定義」と統合し、考え方の部分は非常に良いことを言っているので、表現を残して使うということでもよろしいですか。異論がないようなので、そのように進めます。では、次に中項目「住民参加のしくみ」については「町民」の定義と「こども」の参画の係わり合いの問題があります。課題・論点に「こども」の参画とありますが、「こども」については定義していません。「町民」では年齢を問わないので、子どもが入ります。ここで「こども」を表現することは、どのようなものかという問題が出てきます。

平田委員 これから町を作っていく子どもたちであることから、改めてここに「こども」を入れておきたいです。また、小学4年生でも分かるようなものにしていきたいです。そのためにも「こども」を入れておくことにより、興味をもってもらって、条例に親しんでほしいです。「子育て」の項目もありますが、意味が違うので、ここで提案しました。

内山会長 外国人の話と同じような意味合いですか。

平田委員 外国人については、書くと何か特別なものになってしまいますが、「こども」はこれから担っていくという意味から、書きたいです。

内山会長 具体的には内容の「町は、こどもが協働に参画する仕組みづくりに努めます。(未成年者のまちづくりへの参加)」と書かれています。

神田副会長 「こども」と言う場合、ターゲットを決めたほうが良いです。一般的には就学未満を幼児と言い、小学生を児童、中学生を生徒と言います。子どもと言うと児童を指す事が多いです。法律上、未成年者もありますが、社会参加を考えると青年として、高校生以上、25歳未満にするなどのようにターゲットを絞ったほうが良いです。一般的に様々な意見がありますが、児童・生徒を対象とするのが良いと思います。こどもは、様々な権利を含めて表現力を持っていて、保護される対象ということだけではなく、意見を社会や地域づくりに参加させる必要があります。しかし、実際そのような場がないので、意識的に主体的に参加させるためにも改めて書くことも必要だと思います。

広辺委員 私は、こどものまちづくりへの参画をあえて入れたほうが良いと思います。こどもたちは様々なことを町に対して考えていて、それが大人に伝わる場があると、こどもたちが認められたという気持ちになり、次の行動を育てていくと思います。また、こどもの定義について考えるならば、18歳を基準にしてほしいです。高校生ぐらいの子は、何かをしたいけど、どこで何をしたらいいかわからない、もしくはやる気が出ないという時期だと思うので、機会があるということが分かる条例にしたいと思います。

日下委員 「こども」について定義するのであれば、住民投票の要件も18歳以上にして整合性をとる必要があり、

18歳が妥当だと思います。同時に上限を決めるなら下限を決めなければいけません。就学児童から18歳未満をこどもにしたら良いと思います。

内山会長 まず、「こども」という表現を残しますか。またその場合、「こども」をどのように定義しますか。定義しなくても良いという意見もあると思います。

古嶋委員 「こども」という表現と、およそ18歳未満という程度で良いと思います。

牛山教授 おそらく、このような規定は他の自治体では少ないと思います。内容の を見ると、「協働に参画」と書かれています。協働の定義が「共通の目的の実現のために協力し、働くことです。」となっています。そこを確認したほうが良いです。しっかり意見を聞くにとどまらず、一緒に働くという意味も含んでいます。幼稚園児や保育園児にも出てきなさいという意味にもなりかねません。そのような意味で、「年齢に応じて」という規定もあり得ると思います。「協働」をここで使うと年齢の幅にも影響が出ます。協働と言っている意味を確認したほうが良いです。

松井委員 協働の具体例として、ゴミゼロ運動があります。そのようなところには幼児も出てきてゴミ拾いをしています。時と場合によって、対応が違ってきます。

牛山教授 「協働」という言葉で良いということですか。こどもにも協働をさせるということですね。それが明確であれば、良いと思います。

松井委員 教育のためにも良いと思います。

牛山教授 なぜ、子どもの政策過程への参加を述べたかという、子どもには参政権がないので、年齢に応じて意見を聞いたり、参加する仕組みを書いたほうが良いということでしょうか。今のようなお話であれば、今現在もみんなでやっているのだから「こども」とあえて書く必要はないと思います。より強調するために書くということもあると思いますが、協働を使うと難しいかもしれません。協働という観点から言うと、年齢に関わらず協働ができるし、今現在出来ているのであれば、必要ないという話になります。そのような意味合いを明確にするべきです。

松井委員 平田委員のような考えは「子育て」の項目で考えても良いのではないですか。

平田委員 牛山教授の話のように、子どもが協働で参画するという文は今までないのですよね。子どもたちが何かを参画して、成人が参加していくこともあって良いと思います。また、高校生ぐらいならば、非常に良いアイデアもパワーもあると思います。そのためにもあえて「こども」という項目があって良いと思います。

遠藤委員 今、「住民協働」の項目の中のこどもについて議論していますが、他の自治体では大きい項目として「こども」という項目があって書いているところもあります。「こども」という項目があると、考え方の基本として、「こども」が主役になって考えられます。また最高規範性と言うと、個別に書く条例と、最高規範として書く条例では必要な条例が違うと思います。先程のように、行政の運営のために条例を作っているという考え方になるのか、協働を強く出して考えると、またトーンが違ってきます。そのような整理は後でしないといけないと思います。今出た議論は全部入れておいて、後で、残すか消すかを考えれば良いと思います。

牛山教授 内容の には「協働に参画する仕組み」と書かれています。しかし、課題・論点の欄には「『こども』の参画」となっているので、概念が非常に混乱していることと、協働とこどもをセットにすることが難しいと思います。皆さんの中で、「こども」ということを出したいのであれば、「子育て」の項目を「子育て(こども)」などにして、そこで議論する方が、皆さんの子どもを大事にしたいという気持ちが出ると思います。「こども」の定義をどうするかは、子どもの権利条約などの様々な法律を資料として整理して、そこで議論する方が良いと思います。

内山会長 中項目「住民参加のしくみ」の内容 は「教育・次世代」あるいは「子育て」で議論することでよろしいですか。では、そのように進めます。次に同じ中項目の課題・論点である 、 はここに必要かどうかを検討し

ます。「町は附属機関の委員への町民の参加に努めるものとします。町は、附属機関等の委員の構成について、男女の比率を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めます。」このように書かれています。「 」、を統合し、幅広い年齢層の人材から登用することと書いてはどうか。また、中項目『協働参画のしくみ』について、全体で見たときにボリュームがあるので、整理してはどうか」という案が書かれています。「 」、の考え方としては「 」、は、附属機関の委員への住民の参加について規定したものです。附属機関等はそれぞれの設置目的に照らし委員の選任を行う必要があります(指名制、公募制)。また、政策形成過程における市民参画の有効な手段でもあり、より多くの住民の参画を可能にする取組として進めていく必要があります。町の方向性として、『男女共同参画プラン』の見直しをしているところですが、この考えが住民に浸透しておらず、女性の参画の比率はまだ低いため、あえて明文化しました。強制的でも良いのでまちづくりに参画してほしい気持ちが根底にあります。公募制を一步進めた形で、裁判員制度の指名制のようなもので、町の独自性を出したいという議論がありました。(選挙人名簿から指名する。手続きについては他の条例で。制度設計に努める。など)」と書かれています。現在、町では男女共同参画プランがあり、具体的に規定されています。それを見ると、女性の参加を30%程見込んでいますが、20%に満たないのが実態で、最近は上がってきているようです。

日下委員 内容で見ると、「 」、は当然のことです。しかし、ここで議論しておかなくてはいけないことは、白岡町らしさを出すために、指名制や公募制を書くのであれば、「 」、に書いたほうが良いと思います。当然のことを書くのであれば、事務局の案のように書くだけで十分だと思います。大事なのは、指名制や公募制、特に公募制を前面に出すかどうかです。

牛山教授 「 」、で附属機関と書かれています。この会は附属機関ではないですよ。しかし、幅広い人に集まっていた方が良いでしょう？細かく「附属機関」と書くと、それ以外についてはどのようにしても良いと読めます。内容の「 」「事業の仕分け」について入れるかどうかはともかく、「政策の立案、実施、評価等の各段階において、町民の参画を保障します。」と書かれています。そこに皆さんの話の「幅広い人材」を入れるかどうかという問題もあります。さらに、「そのために、住民参画条例を別に定めます。」と書かれています。実際には、「前項に掲げる内容については別に条例で定めます。」などのように思います。その条例の中で細かく書くと思います。妙にここだけ細かくて、他の項目とのバランスが取れていないと思います。「 」、は削除して、「 」「の例示として、例えば、附属機関などで様々な意見を聞くときは、幅広い人材を求めることをここでは想定し、「別に条例を定める。」と書けば良いと思います。「 」、を削除して、「 」「に趣旨を入れておく」とシンプルになると思います。

日下委員 そのようにすると一般的なものになります。公募制や指名制を白岡町の特徴として前面に出した方が良いのかどうかです。今、附属機関の委員をどのように選んでいるかは分かりませんが、原則公募制にするなどのようにすると、白岡町の特徴が出てくると思います。特徴が出るならば「附属機関を原則公募制にする」などのようにして、「 」、を残す方が良いでしょう。今は附属機関の委員をどのように選んでいるのですか。

高澤課長 今は、公募制が増えてきています。この会は公募ですが、公募と指名を組み合わせることが比較的増えてきています。しかし、内容によっては専門職のような方が入ることがあります。例えば、介護認定審査会などです。このような会は医者や老人施設の介護をしている方などが入って、必ずしも公募にすることができません。どのような方が参加しても良い場合は、最近公募にしています。例えば、10名のうち、4人は公募で、残りは各種団体の代表の方に入ってもらなうなどです。比較的、公募は増えてきています。

牛山教授 審議会条例や附属機関に関する条例で、何割は公募、何割は女性などが決められていますか。

高澤課長 女性の目標値は男女共同参画プランに書かれています。

牛山教授 審議会条例には書かれていないですか。

高澤課長 書かれていません。男女共同参画プランの中での目標値は3割です。そして、公募は条例や要綱で様々な種類があります。その中で入れているものと入っていないものの両方があります。

日下委員 公募制を押し出していったほうが良いと思います。専門的な会には、専門的でない人は応募しません。

高澤課長 私の経験で話しますが、情報公開と個人情報保護の運営審議会で公募を行いました。その前は議会議員の方が入られていました。議会の改革の議論の中で、議会と執行機関は別で、議会の委員を減らしてほしいと言われました。そこで、審議会の委員から議会の議員の方に降りていただいて、公募の方を入れてほしいということで公募が進んできています。

牛山教授 法令で定めがあるものについては自治体でどうにかすることができないので、専門家だけで構成されていることがあります。質問ですが、通常、審議会や附属機関の設置に関する条例などの形で割合を決めているのでしょうか、それとも個別の審議会の設置条例で決めているのでしょうか。

高澤課長 条例ではなく、全般的な改革を進める中で、必ずではありませんが、なるべく公募を入れるという話は出てきていました。

牛山教授 指針があって、指針を受けて個別の設置要綱などで、何割入れるかを決めているという理解でよろしいですか。

高澤課長 そうです。

日下委員 これからは開かれた行政なので、何らかの形で公募を全面的に出していきたいです。指名制は難しいところもありますが、公募ならば無理はないと思います。

遠藤委員 委員会や附属機関を押しなべて、そのようなものを成長や向上のための手段として考えるかどうかです。指名は団体を指名して委員を選ぶので、一人の人が非常に多くの役を担当している場合もあります。ある自治体では、4つ以上は担当させないなどのように書いて、多くの人にやってもらいたいという趣旨を書いているところもあります。行政の知恵を得るということではなく、公的なものの考え方を得るためのフィールドとして活用していくべきです。最終的に諮問などで意見を聞いて行政が決めるなどのようになるので、仕掛けとして使うかどうかです。私は、なぜ指名制と言うかは、多くの人に関わってもらう方法を考えた方が良いからです。能力や意識があっても、機会がないために参画しない人もいますので、参画のフィールドとして活用するかどうかで書き方が変わってきます。他の自治体の自治基本条例を見ると、公募を増やすような書き方が多いです。

五十嵐委員 今まで、あて職が多かったです。最近減ってきて、各委員会で公募と言われて来ていますが、実際公募でも応募する人が少ないです。よって、皆さんが興味を持って応募してくるようにしないとダメですね。また、前は、行政の話聞いて、賛成か反対かを言うだけでしたが、今は比較的、自由に意見を言えるように変わってきています。あて職などがありますが、少しでも多くの住民の方が参加できるようにしたいです。

日下委員 私は、公募を白岡町としては全面的に押し出すべきだと考えています。よって、などで、公募を明確に書くべきです。また、行政は楽かもしれませんが、現実的にあて職は問題です。具体的にはあて職を公募に置き換えるようなシステムが必要だと思います。

五十嵐委員 行政が楽だということは無くなりました。どんどん自由に意見を言っています。

平田委員 公募にすると、応募する人がいないので、あて職の形を考えるべきです。指名する団体には何十人という方がいます。その団体に適切な人を出してもらうことで、公募に近づき、同じ人になることも少なくなると思います。単に、あて職で指名する団体の会長となると、多くを担当してしまうので、あて職の形を変えると良いと思います。

牛山教授 皆さんの気持ちは分かりますが、この条例に何を公募にすると書くのですか。審議会の委員を公募とすると書けますが、それは、自治基本条例の規定としては細かいと思います。細かく書くと審議会以外は公募でなくても良いと読めますし、全てを網羅的に自治基本条例に規定するのは難しいです。公募にするということは何を公募にするのでしょうか。

日下委員 附属機関と審議会の委員についてです。しかし、附属機関がどこまでの範囲なのか分かりにくいです。

牛山教授 附属機関とすると、この会のようなものもあるので、限定的になってしまいます。

松井委員 政策の立案にあたっては公募にすることはいかがですか。

牛山教授 それは文章がおかしいです。条例なので、細かく厳密に書かなくてははいけません。先程のように附属機関と言っても法令で定めのあるものは条例で勝手に公募にすることもできません。そこまで書くと、どのような附属機関があって、どこまで公募にするかを検証しなければいけません。

平田委員 これまで、多くの意見が出ましたが、それは多くの人から人材を集めてほしいという気持ちからこのような議論になったと思います。よって、行政の案のように幅広い人材ということでまとめて、町が選ぶときの選択の条件として話が出たということだと思います。

松井委員 の行政のPDCAの各段階において必要に応じて公募で集めるということを書けば良いと思います。

PDCAとは・・・

マネジメントサイクル(経営管理)の1つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の頭文字を取ったもの。PDCAのプロセスを順に実施し、最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直し、次回のplanに結び付ける。このプロセスを繰り返すことにより、継続的な業務改善を推進する手法のこと。

牛山教授 PDCAに町民が参加するということは公募に関わらず、みんなが参加するということですね。ここに公募と書くのはおかしいと思います。審議会や何かで公募という手段を取ることができますが、ここで個別には書けないし、附属機関だけではないということを書いていくと個別的な条文が並ぶことになります。皆さんの気持ちは分かりますが、内容の「町民の参画を保障します。」を「多様な手法により」や「幅広く」などの修飾をすることになると思います。しかし、そうすると一般的な条文になってしまうという気持ちも分かります。

五十嵐委員 平田委員の意見のように、「幅広く」という言葉を入れて、後は行政の方に、多くの人に参加してもらえるように努力していただくことで良いと思います。あまりにも細かいことを入れるのはおかしいと思います。公募という言葉を入れなくても、職員の方に理解していただいて、努力してもらうことで良いと思います。

牛山教授 もう1点、皆さんがあて職について批判的に言われていますが、関連する事項については、どうしても団体の意見を聞かないといけないということで、団体を指名するという面もあると思います。

遠藤委員 私は公募を書きたいです。今、協働を書くことによって、制度上、協働が図られるものとして審議会の委員会があります。よって公募を書きたいです。

牛山教授 具体的にどのように書くのですか。

遠藤委員 「審議会等の委員の公募」などです。審議会等の設置及び運営に関する要綱があるので、そこで具体的に書きます。さらに、最高法規として公募することをこの条例に書いておく訳です。「みんなでまちづくり」でも一人ひとりが行っていることがまちづくりであり、町民の行動の総和がまちづくりであるということを言いたかったので、参加を担保するためにも書きたいということです。私たちが不満をもっているのは、行政区長会から、会長が様々な審議会に出ていて、さらに、行政がそれでも良いということで運営したことです。

牛山教授 例えば、私が体育施設の運用に関する審議会に入るとします。その時は、体育関係の団体の意見を

聞かなくてはいいけません。よって、関係している団体には人を出してくださいということになります。意見を聞かなくてはいいけないので、それがあて職だからいいない、とはなりません。一方で、皆さんがおっしゃっていたように、ある団体から人を出してもらおうと意見がまとまりやすいからという意図のあて職もあるかもしれません。そうすると、具体的には「町は附属機関等の設置に当たっては公募に努めるものとする。」と書くのでしょうか。

遠藤委員 他の自治体では、「市民の市政への参画の機会を広げ、公正で透明な市政を推進するため審議会等に公募の委員を加えるように努めます。」「市長その他執行機関は、附属機関等の委員を選任するにあたっては可能な限り市民から公募しなければならない。」となっています。参画のフィールドがそれほどある訳ではないので、担保するためにも公募を入れておきたいです。その中で、どれほど行政が活用しながら市民の成長や向上を担保しつつ議論を進めていくかです。

牛山教授 確かに明示されていますが、私の印象では、まだそのようなことをしているのかという印象です。書いたとしても個別条例や個別規則に委ねるという中身は、文章が違っただけで一緒です。

遠藤委員 このような職の人でなければならないという審議会はほとんど無いはずです。

牛山教授 そのような条文であれば、入れても入れなくても良いと思います。

遠藤委員 このようなことを入れておかないと具体的に担保するものが何も無くなってしまいます。

牛山教授 皆さんが入りたいということであれば、その程度の文言ならば入れても入れなくても良いと思います。

日下委員 他の自治体とは違った白岡町らしい独特の考え方を盛り込みたいと考えていますが難しいです。その例として、問題があったとしても公募について書いていきたいです。議論すればするほど一般的なものになって白岡町らしさが出せなくなるので、ここでは残しておいて、審議会や委員会などを公募にしていけるべきです。

牛山教授 先程の、他の自治体の条文を聞くと、白岡町の方が進んでいると思います。白岡町はそのような行動指針をつくって実際に公募を増やしています。その自治体は、今になって公募のことを書いているのかと感じます。感じ方の問題かもしれませんが、結局個別条例に委ねることは何も変わらないので、入れても良いですが、どうかと思います。結局、細かいことは別の条例で定めなければいけません。

内山会長 中々結論が見出せません。まず、を の例示として表すという牛山教授の提案がありました。また、公募という言葉を残しておきたいという意見もありました。皆さんの意見を踏まえて、事務局に案を練っていただくということによろしいですか。

松井委員 今決めた方が良いです。

内山会長 では、を の例示として表し、公募という言葉を取り上げることでよろしいですか。

吉野委員 今まで議論を聞いて、日下委員や遠藤委員の意見はよくわかります。例えば、皆さん時間を割いてここに来て、他の自治体が作っているものと一緒では、自分たちは何をやっているのかという気持ちが少なからず抱くということとはよく分かります。しかし、この条例はあくまでもこれからまちづくりをしていくための基本となるものであり、職員としてはこれを基にして行動を起こしていくという意味で大きな行動の指針となる必要があります。ここで、公募をする、しないについて書いてしまうと、かえって限定されることになります。皆さんが行政に求める柔軟性が損なわれる恐れが生まれてくるということもあります。結果的には他の自治体と同じ様な形になってしまうかもしれませんが、皆さんが話している想いは完全にオリジナルなものです。それは絶対に他の自治体とは違うものです。他の自治体も、みんな同じようなものにしようとして作ってきた自治体は無いと思います。それぞれの思いの中で、基本的に多数決を使わずに話し合いで意見を合わせていくと、抽象的にならざるを得ないと思います。よって、自治基本条例の1つの性格としては、ある程度一般的、抽象的になってしまうということがあります。その上で、行政、議会、住民がその条例を共有して1つの指針とするものが、この

条例だと考えています。この参画のしくみを見ると細かいことが色々と書かれているので、よりすっきりとさせたほうが良いと思います。

松井委員 抽象的だと汎用になって、解釈の仕方でいかようにもなります。具体的に書いたほうが良いと思います。

牛山教授 先程の他の自治体の例を聞くと、抽象的ですね。皆さんから見ると、批判もあるかもしれませんが、今、白岡町は公募に努めています。他の自治体の条例はその程度のことを言っているだけで、結局は個別の条例で固めなくてはならないので、実際には同じような条文になっていると思います。

広辺委員 私は牛山教授の考えに賛成です。あえて言うのであれば、書いた方が少しだけ良いと思います。公募に努めているという町の宣伝が足りていないと思っています。ここにいらっしゃる方は公募で様々な活動をされていますが、一般的には、町が公募に努めていることを住民の方に知られている訳ではないと思うので、みんなの見える場所に書くということでも良いと思います。しかし、それがどのような効果を生むかは分かりません。

内山会長 今まで議論してきたことを総括して事務局に再検討していただくことでよろしいですか。

牛山教授 その時に明らかにしておくべきこととして、条例なので、「附属機関等」の中身は何かを明確にした方が良いと思います。また、条例上設置することの規制になるので他の自治体は何を持って「附属機関等」と言っているかも踏まえて、何について公募をするかを確認したほうが良いです。

櫻井委員 一般の住民が分かりやすいようにしてください。

内山会長 それでは、それらを踏まえて再検討してください。次に同じ中項目の課題・論点として内容 ①の「事業仕分け」という言葉が具体的であることを検討します。ここで「事業仕分け」と言うことが適切かどうかを議論していただきたいです。例えば、「事業仕分け」を削除して「行政は政策の立案、実施、評価等の各段階において、町民の参画を保障します。」となるとスムーズに読めます。「事業仕分け」という意味は評価や、政策の立案などにも入ると思います。もし「事業仕分け」という言葉をどうしても残したいという意見はありますか。また、内容 ②には、「そのために、住民参画条例を別に定めます。」という文もあります。住民参画条例と書いて良いのかどうかを議論していただきたいです。まずは「事業仕分け」はどうしますか。

橋本委員 事業の中で参加者が少ない事業があります。そのようなものについて必要かどうか議論していただきたいという意味で「事業仕分け」を入れました。

神田副会長 「事業仕分け」は必要ではないということではなく、必要です。考え方として政策立案、実施、評価の段階で必要です。内容 ①の文章からすると「事業仕分け」は異質なので、削除するのであれば、他に書いたほうが良いです。

内山会長 「事業仕分け」を削除するか、あるいは別項立てをするかですね。

牛山教授 解説に入れるということで良いと思います。

櫻井委員 評価をしっかりとしてもらおうということですね。白岡町はしているのですか。

高澤課長 事業仕分けはやっていないです。

櫻井委員 やっていないのであれば、した方が良いです。

高澤課長 事業仕分けは、やっているところの方が少ないですね。

内山会長 ここでは、事業仕分けを分離して、政策立案などの段階で取り上げることになりますか。

高澤課長 考え方に入れても良いと思います。ここは、考え方が全く入っていません。そのような整理も含めて考え方に事業仕分けを書くということで提案しました。

内山会長 考え方として書くということよろしいですか。では、次に「住民参画条例を別に定めます。」と書かれ

ていてか、町民の権利へとなっています。大項目「町民」の中項目「権利」の内容には「町民は、まちづくりの企画、実施、評価の各段階に参画する権利を有します。」と書かれています。同じようなことを言っています。これは、行財政改革の推進の観点で提案しています。PDCAを推進するために提案していますが、なかなか実行してもらえないので、ここに書きました。大項目「町民」の中項目「権利」にも書かれているので、削除でも良いかもしれません。

牛山教授 私の印象では、重複しているのであれば、大項目「町民」の中項目「権利」の方をシンプルにするべきだと思います。なぜなら、PDCAを行い、参画する仕組みをつくることが大事だからです。そして、条例を別に定めるということは、作らなければいけないということなので、具体的に進める中身を書くべきです。当然同じものがあっても良いですが、町民の権利についてはシンプルに「政策参加の権利を有する。」などのようにした方が、実効性を担保できると思います。

内山会長 町民の権利の をシンプルにするということですね。例として、「町民は、まちづくりに参画する権利を有します。」などです。そして、住民参画の考え方で具体的に表現するということによろしいですか。

日下委員 具体的に住民参画条例という言葉を残すのでしょうか。

内山会長 それは残すと思います。住民参加の仕組みの内容 は考え方で「事業仕分け」を表現し、ここからは削除します。住民参画条例についてもここに残すということによろしいですね。

牛山教授 「(仮)住民参画条例」としたほうが良いです。

櫻井委員 住民参画のしくみの の「そのために」は具体的に何を指しますか。

内山会長 「参画を保障するために」です。時間が来たので本日はこままでにします。残っている「町長の責務」、「職員の責務」、「組織のあり方」、「財政」、「議会」は次回議論します。

藤巻委員 こまで議論してきて時間が足りるのか疑問に思います。全体会議を増やしたほうが良いのではないのでしょうか。

内山会長 長期のスケジュールとして検討が必要かもしれません。では、これで本日の全体会議を終わります。

* * * * *

事務局 次の全体会議では、大項目「地域自治・コミュニティ」のワークショップを行うので、牛山教授からアドバイスをいただきます。

牛山教授 時間もないので、簡単にお話します。次のテーマは「地域自治・コミュニティ」です。これは、白岡町の中の地域内分権などのことであり、今の行政区があると思います。それぞれで、話し合いをしたり、町政への意見反映をしたり、まちづくりのために活動されたりしていると思います。そのようなことがこれからますます重要になっていくので、どのように仕組みとして作っていくのか、どのように考えて進めていくのかを議論することになると思います。行政区のような制度を条例上、担保していく制度を作っていくか、そこから意見反映を行う仕組みをどのようにするか、あるいはそのような仕組みづくりに行政がどのような役割を果たせるかなどのことを皆さんから意見を出し合ってワークショップでまとめ、さらに全体会議でまとめていくことになります。皆さんの地域や白岡町の中の個々の地域をどのように作っていくかです。最近、きずなの崩壊と言われますが、そこをどのように行政が支援していくかなどについて、ここで考えるということです。

今回は、作業部会がないため、全体会議終了後、解散しました。